

事業計画変更案の縦覧のお知らせ

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、事業計画の変更をしたいので、下水道法施行令第3条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

1 事業計画の種類及び名称

長野市特定環境保全公共下水道（新町処理区）事業計画

長野市特定環境保全公共下水道（鬼無里処理区）事業計画

2 変更内容

- (1) 人口推計及び水道給水実績から計画人口及び汚水量原単位を見直し、それに伴う汚水量、負荷量の見直し
- (2) 施設の設置に関する方針の主要な施策として、耐水化及び耐震化の追加
- (3) 事業期間の延伸

3 事業の期間

長野市特定環境保全公共下水道（新町処理区）事業計画

事業着手年月日 平成6年12月6日

工事完了予定年月日 令和15年3月31日

長野市特定環境保全公共下水道（鬼無里処理区）事業計画

事業着手年月日 平成7年1月17日

工事完了予定年月日 令和15年3月31日

4 施行者の名称

長野市

5 事務所の所在地

長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

6 事業計画書の縦覧場所

長野市上下水道局下水道整備課（長野市役所第二庁舎9階）

長野市上下水道局下水道施設課（大字大豆島）

7 縦覧期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月23日（月）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）